

第 2 回 大阪府環境審議会

会 議 録

と き 平成6年12月6日(火)

と ころ KKRホテルオオサカ3階「銀河」

(午後2時00分開会)

○司会(事務局) まだお見えになっていない委員の方もございますが、予定の時刻が参りました。

ただいまご出席いただいております委員の数は31名でございます。大阪府環境審議会条例によりまして、本会は成立いたしておりますので、ご報告申し上げます。

また、前回の審議会で、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」及び「水質の上乗せ条例」につきまして、秋頃に施行したいとご説明をいたしておりましたが、去る11月1日に規則と併せて施行しておりますので、本日の議題ではございませんが、ご報告申し上げます。

なお、ご参考までに条例集をお配りしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、矢吹会長よろしくお願いたします。

○矢吹会長 どうもお忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございました。ただいまから第2回大阪府環境審議会を開催いたしたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。

早速ですが、議題に入らせていただきますが、お手元の次第の議題1「「大阪環境白書」について」でございますが、これにつきましては、事務局の方から報告をお願いいたします。

○吉田環境管理室長 それでは、お手元の方にお配りを申し上げます「大阪府環境白書(平成6年版)の概要」ということで、資料1で準備をさせていただいております。これに従いましてご説明申し上げたいと思います。

まず、この白書でございますが、環境基本条例に基づきまして、9月定例府議会に提出いたしました「平成5年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」、これを中心に取りまとめをさせていただいております。

お手元の資料の1ページをご覧いただきたいと思います。

資料の1ページでございますが、左側に平成6年版の今回の白書の構成を並べてございます。第1部に環境の状況、第2部に豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策、これを収録いたしております。

また、第1部の環境の状況、それから第2部の講じた施策ともに、内容の構成につきましては、環境基本条例第7条に規定しております施策の4つの基本方針——生活環境、自然環境、都市環境、地球環境、こういった4つがございますが、これに沿いまして記

述をいたしております。

なお、これまでの報告でございますが、資料の右側にその構成を示しておりますように、従来は府の公害防止条例に基づきまして作成をしておりました。今回、平成6年版の方の「環境白書」につきましては、環境基本条例に基づく初めての報告書という形で、このような構成をとらせていただいております。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

ここから内容の説明でございますが、第1部に「環境の状況」、これにつきまして、まず最初は生活環境でございます。自動車保有台数、これは図に示しておりますとおり、約354万台ということで、府民2.5人に1台という割合の保有になっております。この10年間で約1.4倍という伸びを示しております。また、図2のところに示してございますが、窒素酸化物あるいは粒子状物質の排出が非常に多いということになっております。ディーゼル車の占める割合が年々増加しているという傾向がこの図から読みとれるかと存じます。

次に、3ページをご覧くださいと思います。

3ページの方では廃棄物ということでまとめてございますが、工場・事業場の事業活動に伴う産業廃棄物と、それから府民の日常生活から出るごみとかし尿、こういったものの一般廃棄物、こういうもので分類がなされておりますが、産業廃棄物の発生量というのは2,459万tということで、これは平成3年度の推計値でございますけれども、再生利用や中間処理で減量されて、このうち24.7%が埋め立て等の最終処分ということになってございます。

また、関連で図3に示しておりますのは一般廃棄物の関係でございますが、4年度のごみの排出量、これが442万tということで、府民1人1日当たりでございますが、これに換算しますと1,382gの一般廃棄物を出しているということになります。これが前年度に比べまして、グラフでも読みとれますように、2.1%の減少ということになっており、減少に転じたという形になっております。

このグラフでは昭和58年からということですが、9年ぶりの減少でございます。さらにこういった一般廃棄物の減量化というものは重要な課題かと存じます。

次に、4ページの大気環境についてご説明申し上げます。

まず、二酸化窒素でございますが、図4を見ていただきますと、二酸化窒素濃度の年

平均値、これは一般環境測定局と自排局——自動車排出ガス測定局でございますが、2種類についてグラフをつくってございます。

グラフでは、折れ線グラフの下の○で順次折れ線で示しておりますのが一般環境測定局でございますが、昭和63年度までやや増加傾向でございましたが、以降は横ばいという事で推移をしております。また、□で点線の折れ線につきましては、自動車排出ガス測定局で測定した数字でございますが、63年をピークにやや減少傾向にございます。

こういった測定をいたしました数字について、環境基準との関係、これは図5で示してございますけれども、上の方に一般環境測定局、下の方の棒グラフは自動車排出ガス測定局でございますけれども、それぞれにおけます環境基準の達成状況は、平成5年度におきまして、一般環境測定局の方が81局中73局、自排局——自動車排ガスの関係は37局中14局で環境基準を達成しているということになってございます。

見ていただきましたらおわかりのとおり、白抜きの部分が自動車排出ガス測定局の方では大きい状態になってございまして、芳しくない状況であるということがおわかりいただけるかと存じます。

次に、5ページでございますが、光化学オキシダント及び光化学スモッグということで掲げております。この光化学オキシダントの環境基準につきましては、前年度に引き続きまして、全局で未達成という状況にございます。

注意報等の予報の発令でございますが、予報の発令は14回、それから注意報が11回ということで発令をいたしております。被害の訴えが1件ございます。

それから③の浮遊粒子状物質でございますが、図6に示しておりますように、一般環境測定局、これも先ほどの窒素酸化物と同じ形で示してございますけれども、下の方の○の折れ線グラフが一般環境測定局でございますけれども、これは数年変動がございましたけれども、概ね横ばい傾向で推移をしております。自動車排出ガス測定局では平成2年度以降減少しているというような傾向が読みとれるかと存じます。

また、環境基準の達成状況でございますけれども、図7に示しておりますとおり、平成5年度では有効測定局109局中70局で未達成という状況で、芳しくない状況ということでございます。

それから④の二酸化硫黄でございますが、これは全ての局で環境基準を達成いたしております。二酸化硫黄につきましては、いわゆる燃料の改善といったものがかなり大きな影響を与えまして、改善されたものというふうに考えております。

次に、水の関係でございますが、まず河川の状況につきまして、健康項目と生活環境項目がございますが、健康項目のカドミ等の23項目につきまして、98河川 138地点の測定をしております。そのうち平野川の1点でジクロロメタンが環境基準を超えているという状況で、それ以外の全ての河川あるいは項目につきましては基準を達成いたしております。

また、生活環境項目のうち河川の代表的な汚濁指標とされておりますBODにつきましては、図8に示しておりますように、環境基準の達成率でございますが、近年はほぼ横ばいの状況で推移しているというように読みとれます。平成5年度における環境基準達成率は47.9%でございますが、少し減っている、下がっているというふうな状況も見えますけれども、おおむね横ばいという感じでございます。

海域の方の状況でございますが、健康項目につきましては全ての地点で環境基準を達成しておりましたけれども、図9にございます生活環境項目のCODは——先ほどの河川の方はBOD、こちらはCODでございますが、BODはいわゆる生物的な形で酸素の必要な量を測定しておりますが、海の方は化学的な方法で酸素の要求量というか必要量というものを測定している数字でございます。この数字につきましては、環境基準は、前年度と同様に、C海域を除いて達成していないというふうな状況になってございます。A、B海域では達成はできていないということですが、C海域は、少し環境基準が高うございますので、達成をしているという状況でございます。

ちなみに、A、B、Cそれぞれ海域のCODの環境基準でございますが、折れ線グラフのそれぞれに数字を書いておりますが、C海域は8mg/ℓ、Aは2mg/ℓ、Bが3mg/ℓ、AとBがそれぞれ2、3で、Cが8ということで、開きがございます。そういう状況がございますが、推移としては全体的に類似の推移をしているということが読みとれるかと存じます。

次に、7ページの地盤環境でございますが、地盤沈下をまず1番として掲げております。地盤沈下につきましては、沈静化の方向でございます。1年間に1cm以上の沈下量、こういうことを示しておりますものは、595地点中大阪市域の1地点という状況でございます。おおむね沈静化にあるということでございます。

それから地下水汚染につきましては、新たに86地点で調査を行ったところ、3地点で評価基準を超えるという状況がございまして、引き続き調査が必要ということでございます。

土壌汚染につきましては、カドミウムなどの特定有害物質の汚染は、平成5年につきましては、どの調査地点においても認められないという状況でございます。

次に、(6)の騒音・航空機公害でございますが、まず騒音の関係でございます。道路に面する地域の環境基準平均適合率というのがございますが、これは16.8%とここ数年横ばいの状況でございます。いわゆる交通の騒音でございますが、そういうものについてはあまり改善といえますか減っておらないという状況が続いてございます。

また、図10に示しておりますのは道路交通騒音の環境基準の適合率の推移でございますが、図の上から下へ順次年次をとっておりますけれども、これを見ていただきましたらおわかりのとおり、全てが適合というものがだんだんと減ってきておまして、ここ数年は横ばいといえますかそういう状況で、平成5年度におきましては7.8%という状況でございます。

次に、航空機公害でございます。次のページをお開きいただきたいと思います。

航空機公害につきましては、図11に示しておりますように、大阪国際空港周辺の航空機騒音レベル、これにつきましては、数年ほぼ横ばいで推移をしているという状況でございます。これは平成5年度の状況でございますので、関西国際空港につきましては記述はいたしておりません。

次の9ページでございますが、今まで申し上げましたのは生活環境ということで取りまとめをしておまして、9ページからは自然環境ということで説明をいたしております。

自然環境につきましては、地勢、ため池、自然海岸、生息鳥獣、森林・農地を掲げております。表1のところでもまとめておりますのはため池の状況でございますが、大阪府には約1万余りのため池が点在しているという状況でありますとか、また、図12には、森林の比率、あるいは下の方には耕地面積の推移というものを掲げております。これらの森林あるいは農地は他の用途に転用されるということがございまして、林野や耕地の面積というのは毎年減少している傾向にございます。それが自然環境の状況ということでございます。

次に、10ページでございますが、都市環境につきましては、これは公園・緑地、道路緑化、史跡文化財を掲げておまして、都市公園といたしましては、図13にございますように、平成5年4月現在で総面積3,572haが開設されております。実はこれの総面積につきましては、全国的にかなりの高水準にあるというのが都市公園の状況でございます。

すが、府民1人当たりということになりますと4.1㎡ということ、全国平均が6.25㎡ですから、大阪府の都市公園の府民1人当たりの面積は4.1㎡ということ、下回っております。今後一層の整備というものが必要であろうという項目でございます。

次に、11ページでは地球環境ということ、まとめてございます。地球環境につきましては、地球の温暖化等いろいろございますが、酸性雨につきましてご説明申し上げますと、日本における酸性雨の状況というのは、降雨の年平均値がペーハーで——酸性側でございますが、4.5から5.8の範囲で、欧米の酸性の程度とあまり変わらない、ほぼ同程度の酸性降下物が測定されております。

大阪府では昭和58年度から実施しております酸性雨の調査結果というものを「白書」でも掲げてございまして、降雨のペーハーの年間平均値というものを、大阪市内の森ノ宮にあります公害監視センター、ここに国設の大阪局がございまして、それと池田市にございます。大阪局で4.92、池田局で4.78と、両局とも前年に比べてペーハーは若干上昇しておりますが、全国レベルの経過とほぼ同程度の状況にございます。今後とも引き続き監視をしてみたいと考えております。

平成5年度におけます環境の状況につきましては以上のとおりでございます。

引き続きまして、次の12ページでございますが、第2部として「豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策」ということ、まとめてございます。

12ページに書いてございます内容でございますが、これにつきましては、次のページ以降、5つの大きな項目としてまとめてございます。12ページは基本的施策ということで、あとは、冒頭にも申し上げましたが、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境というような形でそれぞれをまとめております。

まず、12ページの基本的施策でございますが、基本的施策は、環境基本条例に基づきまして、環境行政の総合的で計画的な推進体制の確立を図るとともに、環境影響評価、あるいは環境教育、環境保全活動の充実、こういったことなどにつきまして、事業者や府民の方々と協働して、豊かな環境の保全及び創造に向けた諸施策を推進する、こういう基本となる施策を取りまとめて整理をしております。

一番初めは、左側に枠組みで書いてございまして、その一番初めが「環境行政の総合的・計画的な推進」というくくりで、四角で囲んでおります。その右側に5つの施策を掲げております。

次の「環境影響評価制度と環境監視」というくくりの右側にまた2つの施策を掲げて

ございます。以下、環境教育・啓発の推進、環境保全活動の支援、環境情報の提供、環境保全に関する調査研究等の実施、環境行政体制の整備ということで、それぞれ右側に施策を掲げております。

これらの施策のうち平成5年度に講じた施策で、主な新規施策を下の方の①と②に提示をしております。平成5年度の主な新規施策としては、①にありますように、都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するために、府の環境行政の理念や基本方針を定める環境基本条例というものを平成6年3月に制定いたしております。同時に、冒頭で事務局から説明を申し上げました、本日お手元にお配りいたしましたように、公害防止条例を全面的に見直した「生活環境の保全等に関する条例」を制定いたしております。これが平成5年度の基本的施策に類するところの主な施策内容でございます。

次に、13ページでございますが、生活環境の保全等に関する施策として取りまとめをしております。

府民が健康で豊かな生活を享受できる社会を実現するために、公害の防止に関する規制等を含め、生活環境の保全に関する諸施策を推進する観点で取りまとめをしておりますが、構成は、同じように、図の四角で囲んでおります。自動車公害防止対策、廃棄物対策、大気保全対策、水質保全対策、地盤環境保全対策、騒音・振動・航空機公害対策、電波障害・日照阻害対策、公害防止に係る助成と管理者制度、公害に係る被害の救済等、それから環境保健対策というふうに掲げまして、それぞれ右側に講じた施策を列記いたしております。

この講じた施策のうち平成5年度の主な新規施策につきましては、次の14ページに①から⑦まで掲げております。自動車から排出される窒素酸化物の排出抑制対策として自動車排出窒素酸化物総量削減計画、これを平成5年11月に策定しておりますほか、メタノール自動車導入助成事業の創設等や、あるいは産業廃棄物の多量排出事業者及び建設事業者に対する指導要綱の改定等を行っております。

引き続きまして、15ページでございますが、15ページでは自然環境の保全及び創造に関する施策について取りまとめをしております。

自然と共生する豊かな環境を創造するために、良好な自然環境の保全や回復を行いまして、野生動植物の生息空間の確保や市街地の緑の創出、清らかな水環境の形成を図ることはもとより、自然を活用し、ふれあう場を確保するという観点で記述いたしております。



ますが、そのまとめ方につきましては、四角でくくりましたように、自然環境の保全、自然とふれあう場の提供、身近な自然環境の保全と活用、緑の創出、水辺環境の保全と活用というようにまとめまして、それぞれ右側に施策を掲げてございます。

そのうち平成5年度に行いました主な新規の施策につきましては、中ほどから下に書いてございますように、①から⑥までの施策を実施いたしております。森林利用拠点等を自然歩道でネットワークする環状自然歩道の整備への着手、あるいは自然レクリエーション施設の森の工作館を竣工しております。そのほか、農地の持つ自然資源を良好に活用することを目的としたコミュニティ農園整備事業などを実施しております。

次に、16ページでございますが、都市環境の保全及び創造に関する施策についてご説明いたします。

これにつきましては、水や緑に親しむことができる潤いとやすらぎのある都市空間の形成、あるいは地域の個性を生かした美しい景観形成、また歴史的遺産の保全及び活用による歴史的文化的環境の形成を図るということを視点に置きまして、取りまとめをしております。

構成は、枠にございますように、魅力ある空間、施設等の整備、景観の保全と向上、歴史的文化的環境の形成ということでまとめてございます。

これらの施策についての主な新規施策は4つございまして、府宮公園の拠点創出と緑の向上を図るための新たな指針となる公園基本構想、あるいは潤いとやすらぎのある水辺空間を創出するための河川環境整備マスタープラン、いわゆるリバーティフルおおさかの策定でございますが、そのほか近つ飛鳥博物館の開館などがございます。

次に、17ページの地球環境の保全に資する施策でございますが、地球温暖化あるいはオゾン層破壊、こういった地球環境についての問題に取り組むために、開発途上国の環境問題等も包含してまとめをしております。構成としては、地球環境問題への取り組み、開発途上国等に対する環境協力の推進、地球環境に関する調査研究の推進ということで、特に平成5年度に行いました主な新規施策としては、府民を対象にしました地球温暖化対策シンポジウムを開催いたしました。またもう1つは、脱特定フロン対応型設備につきまして中小企業向け設備投資活性化資金の融資対象にいたしております。

以上、お手元に準備させていただきました「大阪府環境白書（平成6年版）の概要」に沿いましてご説明を申し上げましたが、この内容で白書を取りまとめさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

ただいまの報告につきまして、何かご質問ございませんでしょうか。

○山口委員 連合大阪の山口です。

職場が交通のかかわりなので、非常に環境問題については、組合ということと企業ということに関心を持っているところです。大阪府で環境の保全に関する条例ができたということについては、非常に努力に対して評価するところですが、ただ、自動車、大気汚染に関する部分と道路事情に関する部分について、大阪府としてのこれからのコンセプトというか、そういうものがもう少しきちりと出せるようなものになればなと思っております。

特に、きょうのご説明にありましたように、11ページの地球の温暖化、それから酸性雨の問題、そういった大気にかかわる部分については、私ども交通産業のところでは、公と私を合わせまして、いろいろ大阪府に対する要望なりを行って、その成果として、14ページにあります自動車排出窒素酸化物の総量規制ですね、やっとな $\text{NO}_x$ の規制ができたということは評価するところですが、残念ながら車の総量が、冒頭にありましたように、府民2人に1台という飽和状態の状況に達しているところで、これをどうしていくのかということが、私たち府民としての精神的な部分と、それと公共交通を使っていくという部分と、それを規制していくための公共的な駐車場をつくっていく。それから世界各都市でもやっていますように、例えばパーク・アンド・ライド、自分の家から最寄りの鉄軌道に行って、そこから公共交通に乗り換えるという、各市には難しいですけれども、大阪府として全体的な規模での規制というか、そういった施策の進め方というのを今後どうしていったらいいのか。まだまだそこまでは触れられてないと思いますので、これからの計画とかそういうものに注目したいなと思っておりますので、意見を言わせていただきました。

○矢吹会長 ありがとうございます。

何か事務局の方でご意見はございますでしょうか。大変これは厄介な問題でして、どの審議会でもこのあたりが出るものですから。

○中西交通公害課長 交通公害課長でございますが、今、山口委員からご指摘のございましたように、自動車排出窒素酸化物等に係る大気汚染の状況は依然として厳しいものがございます。そうした中で、先ほどもご説明いたしましたように、昨年11月に自動車排出窒素酸化物総量削減計画を策定いたしまして、ただいま関係機関と施策を進めてい

中でございますが、その中でも、例えばご指摘のございました駐車場の整備であるとか、公共交通機関の利用の促進といった点につきましては、総量削減計画の中の交通流・人流対策として、具体的に施策を検討して、推進をしてみたいと存じております。

それから、いろいろな啓発活動にしても、総量削減計画の中では、不急不要の自動車の使用を自粛していただくとか、そういった施策も併せて総合的に推進してまいる予定でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

こういう問題は、行政、企業、それから我々住民が、生活者だという立場で互いに自覚しあわないと非常に難しい問題で、よその審議会でも同じようなご意見をいただいております。行政の方がしっかりしていただかないといかんわけですが、住民の方もそれぞれやっていただきたいという気がいたします。

何かほかにご意見はございませんでしょうか。

○萬金委員 消費生活コンサルタントの萬金でございます。

前段の環境の状況のご報告の中で、6ページの水質環境について、大阪湾のCODの推移について、A、B地区が基準を満たしていない。それからC海域は、基準を満たしているけれども、基準値が高いのでというご説明がありました。そして、施策のご説明の方の14ページで、7番に臨海の水環境創造調査の実施という説明がありましたが、ここで行われた調査の結果のご報告というのはもう出ているのでしょうか。

○井用水質課長 水質課長でございます。

CODに関しましては年々横ばい傾向でございまして、先ほどのC海域、基準値8のところを3.4mg/lという形になってはいますが、全般的に大阪湾というのは改善されてきているものというふうに考えております。そして、大阪湾臨海部水環境創造調査でございますが、これは、内陸部とかそういうところからの水質汚濁であるとかそういうものを、今後、内陸部開発に当たりまして、ある程度水の大阪湾への負荷を軽減するような手法を調査させていただきました。いろいろな手法はあるのですが、臨海部におけるカナルの設置であるとか、そういったいろいろな形での問題、それから、1つ人工的な運河をつくってみたらどういう形で大阪湾の水は改善できるのか、そういう手法の調査でございまして、我々今後のいろいろな施策に生かしていきたいというふうに考えておりますが、まだきちんとした報告書はでき上がっておりませんので、また上がりましたら持って上がります。

○矢吹会長 ほかにございませんでしょうか。

ほかにございませんようでしたら、引き続きまして、議題2の「大阪府環境総合計画策定調査について」でございますが、事務局の方からご説明をお願いいたします。

○吉田環境管理室長 資料2の「大阪府環境総合計画策定調査について」という資料に沿いまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、このペーパーの1番に「調査の趣旨」ということで書いてございますが、先ほど「白書」の中でいろいろと説明させていただきました経過がございますが、平成3年9月に、公害の防止はもとより、いわゆる都市生活型公害の克服、あるいは快適環境の創造、さらには地球環境保全への貢献というものを柱としました「大阪府新環境総合計画」いわゆるNEW STEP 21でございますが、これを策定いたしております。このNEW STEP 21に掲げました諸施策を現在は推進しているというところでございます。

ここで、資料2の次のページでございますが、「参考1」というのがございますので、こちらの方を先にご説明をさせていただきたいと思っております。

「大阪府新環境総合計画（NEW STEP 21）の概要」ということでまとめてございますが、序編と第1編、第2編、第3編という形で構成しております。

序編では、計画の基本的な考え方ということで、基本的視点、あるいは計画の期間を示しております。

基本的な視点というところでは、環境問題の原点というものが、生命と健康を守ることであるということの認識、それと人と自然との共生、環境にやさしい都市づくりを目指すことを基本認識ということで、下に①、②、③とございますが、そういう3つの視点に立った計画を進めることにいたしております。

①は、環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため今行動する、という視点でございます。②は、地球的に考え、足元から実践する。③は、それぞれの立場で考え、共に行動する。こういう基本的視点でこの計画をつくってございます。

この基本的視点については後ほどご説明をいたしますけれども、施策の推進というものと深くかかわっているということでございます。

次は、計画の期間でございますが、平成3年度から2025年を見通しながら、2001年—平成13年でございますけれども、それまでを計画の期間としてございます。

計画の性格でございますが、大阪府の新総合計画でございますが、これも実は「NEW STEP 21」と同じ計画期間でございますけれども、この推進に当たって環境面の基本計

画という位置づけをいたしております。

21世紀の大阪の望ましい環境のあり方を示して、よりよい環境をつくるための指針という形で、大阪府の新総合計画という全体の計画とリンクをさせた形にしていくということでございます。

また、計画の対象といたします環境というのは、公害事象や廃棄物などのいわゆる生活環境、山、川、海、動植物などの自然環境、それから歴史的町並み、文化財などの歴史的文化的環境、都市景観、あるいは緑、水辺、公園などの都市環境、こういうものを環境の対象ということにしております。

それから、大阪の現況と将来ということで、この計画では、大阪府の自然的・社会的な現状というものをとらえております。それから新総合計画、府全体の計画でございますが、それに示されました将来見通しを踏まえた新たな展開として、人と自然が共生するという視点に立った人と地球にやさしい「環境都市・大阪」を目指しまして、第1編から第3編の諸施策を推進することとしております。

これが序編でございます。

第1編の「地球環境の保全と創造」でございますが、基本的視点で申し上げましたように、①は、環境を良好な状態で次世代に引き継ぐため今行動する、という視点でございますが、公害のない都市を目指した公害防止対策等の諸施策、あるいは健康で安全なまちづくり、自然環境の保全、歴史的文化的環境の保全、身近な環境づくりから環境配慮指針というものまでも示しまして、この第1編では約300ページくらいのボリュームでまとめてございます。

次に、第2編の「地球環境への貢献」でございますが、これは基本的視点の②で「地球的に考え、足元から実践する」という視点に立って、地球環境問題の現状から地球にやさしい行動についてまでを示した内容で取りまとめをしております。

また、第3編では「計画の総合的推進」ということで、基本的視点では3番目に当たりますが、「それぞれの立場で考え、共に行動する」という立場で、環境教育の推進、環境情報の活用、環境保全技術の開発と活用、環境研究の充実、環境影響評価と環境監視、環境保全基金の活用、そういったものをやりますとともに、環境保全条例の制定を目指すということも実は「NEW STEP 21」には掲げてございます。

このような内容でございますが、「NEW STEP 21」を平成3年9月に策定をしております。

それでは、お手元の1ページに戻っていただきたいと思います。

1番の調査趣旨の2番目の○でございますが、本年3月に大阪府環境基本条例が制定されておりまして、この基本条例の第9条で「豊かな環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画」ということで、環境総合計画の策定というものが規定されてございます。このため、環境をめぐる諸状況の変化も含めまして、環境基本条例に基づく環境総合計画の策定を進めてまいりたいということで、現在そのための基礎的な調査検討ということで考えております。今ご説明申し上げておりますのはこの計画でございます。

環境をめぐる諸状況の変化、平成3年以降の変化につきましては、まず、国における環境基本法の制定、あるいはその環境基本法に基づきますところの環境基本計画の検討がございます。また、大阪府におきましては、先ほど少しご議論もございましたが、自動車NO<sub>x</sub>法に基づく総量削減計画の策定がございます。また、大阪湾関係ではベイエリア計画等の大規模な計画等もございます。こういったものが諸状況の変化ということでございますので、その他のことについても基礎的な調査を行うということでございます。

2番目に、調査の概要ということで記述させていただいております。特に、国や他の地方公共団体におけるところの環境計画の策定の動きがかなりございまして、こういったものについて、環境総合計画の策定に向けては、国や地方公共団体の環境計画の長期的な目標、あるいはその施策の概要、推進方法、こういったものを事例として収集して、それらを整理して、いわゆる環境に取り組む課題というかそういったものを抽出していきたいというように考えております。

その中で、特に大きな根拠というか重要な部分を占めるのは、国の動向ということになるかと思います。ここで、資料の3枚目に「参考2」として「環境基本計画策定に係る国の動向」ということでまとめたものを準備しております。

この「参考2」に基づきまして少しご説明をさせていただきますと、1には経緯を書いておりますが、平成5年11月に環境基本法が制定されております。基本法の第15条に「環境基本計画の策定」というものが規定されてございます。基本法の第15条第3項では「内閣総理大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて環境基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない」とされておりますが、平成6年1月に中央環境審議会に、「環境基本計画は如何にあるべきか」、ということで諮問されております。その

後、中央環境審議会の企画政策部会においていろいろと審議されておりました、この7月に「環境基本計画の検討の中間取りまとめ」というものが公表されております。9月までの間にその中間取りまとめをもとに、国民各界各層の——大阪でも開催がされておりますが、公聴会で各ブロックごとの意見聴取も行われております。

あと、国の今後の動きでございますか、今月中には中央環境審議会の答申が出されると聞いておりました、それを受けて、環境基本計画が閣議決定される予定だと聞いてございます。

次に、2番目の環境基本計画検討の中間取りまとめの構成でございますけれども、(1)で「計画策定の背景と意義」というところがございます。環境問題の動向、あるいは各主体の意識と行動の広がり——各主体というのは行政なり企業なりといったところでございますが、そういう広がりを踏まえまして、21世紀半ばを展望して、環境基本法の理念を受けた環境政策の基本的考え方と長期的な目標、それから21世紀初頭までの施策の方向、こういうものを明らかにするものとして計画策定の背景と意義というものがまとめられております。

次に、(2)の「環境政策の基本方針」でございますが、基本的考え方というところで、環境は有限なものである。それから、人類の共存基盤として環境は将来の世代と共有されるものである、ということがうたわれております。それから、人間活動による環境への負荷の集積というものが、地域の環境にとどまらずに、地球環境に大きな影響を及ぼすおそれが生じるほどひどくなっている、次世代への影響も懸念される、ということで出されております。

このため、健全で恵み豊かな環境の恵沢を現在及び将来の世代が享受できるようにしていくとともに、人類の生存基盤である有限な地球環境を将来にわたって維持していくことを基本的な考え方として示しております。

このような基本的考え方を踏まえまして、次に、長期的な目標というものが4点掲げられております。

まず、社会経済活動の生産、流通、消費、廃棄等全てのプロセスを通じて、資源やエネルギーの面でより一層の循環、効率化というものを進めていくことなどによりまして、環境への負荷をできるだけ少なくした、循環を基調とする経済社会システムを実現することを1つの目標としております。

それから、健全な生態系が維持された環境の下での自然と人間との共生を確保するこ

とを2つ目の長期的な目標として掲げております。この循環と共生の実現のために、公平な役割分担のもとで、それぞれの主体の参加というものを実現する。これを3つ目の目標としております。

さらに、今日の地球環境問題はわが国だけで解決できない、人類共通の課題であるということから、各国が協力して取り組むべき問題として、国際的取り組みの推進を4つ目の長期的な目標として掲げられております。

これらによりまして、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することができる社会を構築する、ということによって長期的な目標がまとめられております。

次に、3番目「施策の展開」でございますが、長期的な目標の4つの考え方を、施策の展開すべき方向として、各種施策の相互の有機的連携を図りながら、総合的・計画的に展開し、環境影響評価、規制措置、経済的措置、社会資本整備、環境教育、環境保全行動の支援、科学技術の振興等、多様な手法を適切に組み合わせて活用するということが重要だということとなっております。

4番目の「計画の効果的実施」というところでは、実施主体と各主体の連携であるとか、財政措置であるとか、各種計画との連携であるとか、計画の進捗状況の点検及び計画の見直しというものが記述されております。

以上が環境基本計画の検討の中間取りまとめの概要でございますが、先ほども申し上げましたように、これらについては、この年末に中央環境審議会の方で最終案が取りまとめられまして、閣議決定されていくという手順になってございます。

お手元の資料の1ページに戻っていただきたいと思います。

最後に、3番目の「計画策定のスケジュール」でございますが、大阪府の環境総合計画の策定のスケジュールでございます。府の環境総合計画というのは、環境基本条例の制定ということに伴いまして、早期に策定することが肝要であると考えておりますが、その意味合いから、平成7年度末——来年度末でございますが、それを目途に策定をしたいと考えてございます。大阪府環境基本条例の第9条第3項では「知事は、環境総合計画を策定するに当たっては、その基本的な事項についてあらかじめ大阪府環境審議会の意見を聴かなければならない」という規定がございます。この規定によりまして、また、先ほど来ご説明を申し上げました環境総合計画策定調査という名称でのいわゆる事前調査——国や他府県の事例調査でございますが、そういうものを踏まえまして、この



審議会に環境総合計画の基本的な事項というものを諮問申し上げたいと存じております。

諮問の時期につきましては、本日ご説明いたしましたような事例調査についても、収集整理の状況、これによりまして、私ども鋭意収集整理をしていきたいと思っておりますが、それができました暁で諮問させていただくというように考えております。

その後の手順につきましては、1枚目の3番の下の方に手順という形で矢印で流れを書いてございますが、このようなことになろうかと思っております。

以上で「大阪府環境総合計画策定調査について」のご説明を終わらせていただきたいと思いますと思いますが、要は環境基本条例第9条に基づきます環境総合計画を策定するにつきまして、平成3年9月の「NEW STEP 21」の内容をベースに、国の環境基本計画などその後の状況の変化というものを事務的に整理をさせていただく調査といたしまして、このような調査を実施しようというところでございます。

どうぞよろしく願いたします。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見なりご質問がございましたら、どうぞ願いたします。

○宮原委員 大阪府会議員の宮原でございます。何点か調査に関連をして申し上げたいと思います。

1つは、昨年12月でしたか、その当時は大阪府公害対策審議会ですけれども、答申が12月20日ということで出されていますが、その中でも、それから今度、環境保全条例ということで条例化された中でも、「環境に優先的に配慮したまちづくり」ということがうたわれています。環境に優先的に配慮したまちづくりということを実際に具体化した環境総合計画がつくられなければならないと思うわけです。そういう点で幾つか申し上げたいと思います。

1つは、大阪府下で今いろいろ計画されている大規模なプロジェクト、計画の問題です。この問題を一々申し上げるつもりはありませんが、少なくとも「環境に優先的に配慮したまちづくり」という角度から、今計画されている大規模プロジェクトについても、ぜひもう一度見直をしていただくということが必要だ、ということが第1点です。

それから第2点目は、自動車のNOx、あるいは二酸化窒素の問題は、先ほども問題になりましたが、この点では、答申の中にも、1つは、住民代表なんかも加えた実際に進行管理をする組織をつくるということが言われてましたので、この点は、総合計画に

盛り込むというよりも、その後実際にどうなっているかということを経務局に聞きたいのですが、それ以外にも、実際に大気汚染がひどい地域では局地対策をするということが書かれております。それから、自動車の走行総量の規制について検討せないかん、あるいは低公害車の導入、こういうことが書かれていますから、こういうことを実際に具体化するような計画をぜひお願いしたいと思います。

それから3番目に、自然環境の問題で、1つは、自然環境の審議会でも私は申し上げたんですが、今、山などもどんとどんといいますか、少しずつといいますか、森林が実際問題少なくなっている。大阪は全国の半分くらいの森林率しかないと思いますが、森林が減っているということがありますから、そういう森林を実際に保存するための実効ある計画ですね、口ではいろいろなことが言われながら、実際には減っているということが残念ながらありますから、実効ある施策をぜひ打ち出していただきたい。

それから、市街地の緑化ということがよく言われますが、緑化はもちろん私も大賛成なんですけど、同時に、従来の発想を変えて、市街地にも、農業だとか、あるいは思い切った自然公園といいますが、緑の拠点などをつくっていくというような発想が、もちろん財政の面もありますから、実際にやる段には大変だと思いますが、そういう思い切った発想といいますがそういうものが要るのだと思います。

それから、これは総合計画の中にうたうのかどうかはよくわかりませんが、答申の中でも環境影響評価の条例化を検討すべきだということが言われています。これは国ではいろいろ検討されているのだと思いますが、府の段階での条例化、法律化の問題について、府の段階で今どういう議論あるいは検討がなされているかということについてはお聞きしておきたいと思います。

以上です。

○矢吹会長 ありがとうございます。では、事務局の方よろしくお願ひいたします。

○吉田環境管理室長 今何点かご質問とご意見がございましたけれども、まず、最後におっしゃいましたご質問の点でございますが、アセス条例、環境影響評価の条例化の問題につきましては、冒頭でも申しましたように、昨年12月の公害対策審議会の答申を受けておりまして、また、基本条例の中でも環境影響評価につきましては一定の根拠条文というものを設けておりますが、それに沿いまして現在進めております。

検討といたしましては、制度面、手続面等の状況につきまして、現在いろいろと情報収集をいたしまして、どのような制度面、手続面の検討が必要だろうかということにつ

いて整理をしている段階でございます。いずれにいたしましても、昭和59年以来実施しております環境影響評価要綱につきましては、一定の実績もございまして、その実績を踏まえながら、さらに住民参加等も含めた観点での見直しと申しますか、充実という方向のもとで検討を進めているところでございます。

あと、環境総合計画に盛り込むべき内容等のご意見がございましたが、ご意見の方につきましては、私ども今やろうとしておりますのは、準備的な調査と申しますか、環境総合計画について基本的なところを環境審議会に諮問をさせていただきたいと。諮問するに当たりまして、現在どういうふうな状況が全国にあるのかということも整理したいと考えておる次第でございますが、諮問をいたしました後について、いろいろとまた意見も含めて、まとめられていくものではなかろうかと考えてございます。

○中西交通公害課長 それでは、自動車窒素酸化物の総量削減、進行管理の問題等についてお答えいたします。

ご指摘がございましたように、総量削減計画につきましては、発生源対策を中心といたしまして、人流対策、物流対策、交通流対策、それから低公害車の普及促進等といった関係機関が多岐にわたります施策を総合的に推進してまいりますためには、何にもまして進行管理を行うことが重要だということで、この年内にも、学識経験者の方々、府民サイドの方々等で構成いたします進行管理検討委員会を設置いたしまして、厳密に進捗状況を管理してまいりたいと考えております。

それから、先ほど申し上げましたように、この総量削減計画の中の1つの施策といたしまして低公害車の普及促進があるわけでございますが、普及促進を図りますためには、何にもましてまず行政が低公害車などについて積極的姿勢を示すことが極めて重要であるといった観点から、具体的に、まず大阪府の公用車に対して積極的に低公害車を導入するため、計画を策定いたしまして、府下市町村の方々とも連携を深めながら、低公害車の普及については努力してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○矢吹会長 ありがとうございます。

よろしゅうございましょうか。

○宮原委員 はい。

○山本委員 2点、質問と意見表明をさせていただきます。

まず第1点、今後の事務方の努力を多とし、期待をしていきたいわけですが、計画策

定のスケジュールについてアウトラインを明らかにされました。平成7年度末を目途に策定を図っていく。したがって、本審議会の平成7年度の役割というんですか使命というのは、環境総合計画の策定に積極的に審議参画をしていくということに尽きるだろうと思いますが、かなり短期集中して、濃度の濃い審議が求められると思います。

国の計画策定の一連のスケジュールを見ても、おおむね審議会に対する諮問の時期は、国の場合は1月ということになっておるわけですが、先ほども環境審議会に諮問する時期等について、事例調査の状況を見定めて、諮問の時期をお諮りしていきたいと、こういうお考えでしたけれども、可能な限り、年明け早い時期に諮問がされるように、諮問事項について考え方が明らかにされるように要望しておきたいわけです。

については、関係機関、府民等の意見聴取、このことについても、開かれた審議会、あるいは開かれた大阪府政を実践的に展開していく上で重要なことだろうと思いますが、例の環境基本条例の策定段階でもかなりお互いに重視をしてきた経緯もあります。したがって、これは当然、括弧書きにある審議会における調査審議の過程の中でこのような意見聴取を求められておるといふふうに理解しておきたいと思いますが、したがって、時期的に、もし差し支えなければ、事務方としての諮問の時期なり、あるいは具体的な答申を求める時期なり、また府民等の関係機関との意見聴取等のおおよそのめど等について時期を明らかにしていただけないだろうか。来年は選挙の年でございまして、年が明けますと、心ならずもあっちの方に飛んでますので（笑）、ぜひともひとつその辺はよろしくお願ひしたいと思います。

ご無理なようでしたら、もうちょっと待ってくれということでも結構ですが。

○矢吹会長 大変難しい問題でございまして。

○山本委員 2点目は、これは意見ですが、総合基本計画に盛り込んでいただく内容について、宮原委員さんからお話がございましたが、既に「NEW STEP 21」に——私も勉強不足で、全体をつぶさに見ておりませんので、思い違いをしていたらお許しをいただきたいと思いますが、今年は異常気象、何十年ぶりかの酷暑に見舞われて、濁水・断水騒ぎが全国あちこちで見受けられました。大阪府民は水がめ、琵琶湖の満々とする水面をいつも見ておりますから、まさか琵琶湖が枯れるようなことはないわい、生活の水、暮らしの水は、松山や広島やあちこちで断水騒ぎが起こっているけれども、大阪は大丈夫だ、大阪府水道部も水の製造卸売問屋として、それなりの水源も確保していただいておりますというふうな認識が、行政、我々も含めて顕在化しております。

しかし、果たしてこれでいいのだろうか。異常気象、そして渇水・断水騒ぎの、かつてない厳しい状況を、どう環境政策あるいは水政策の中で教訓化していくかということ、お互いに共通の認識に、ぜひともしていただきたいなと思います。

特に水源の保全対策については、既に大阪を中心に2府4県等係団体が、淀川水系の水質保全機構をつくり、それなりの万全の対策を推進していく状況にあるわけですが、しかし、依然として、水をつくる側、水源を確保する側は、どうしても環境保全となじまないというダムをつくっていく。ダムの開発を基本的な水源確保の視点に置いて、これまで施策が進められてきたと思います。

これからは、ダム開発を第一義とした水源開発ということだけではなしに、もっと多面的な視野でもって水源の確保をしていく必要があるのではなかろうか。確かにいろいろと難しい問題はあります。こういう都市近郊の場合、利水権の問題はありますが、大阪にも多くあるため池の問題とか、あるいは雨水とか下水道の最終路とか、個別幾つかの検討をすれば、新たな水源として着目してもいい問題もあろうかと思えますし、とりわけ水を大切に使う、水源を汚さない、こういう府民意識を環境政策とリンクした形で啓発をし、文字どおり「環境都市・大阪」が、水のサイドから見れば、節水型都市といえますか、水の循環使用を府民レベルとして、あるいは大阪府の水行政として展開できるような将来方向をぜひとも考察をしていただきたい、ということの水問題にかかわって意見表明をしておきたいと思えます。

以上です。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

ご要望ですが、これに関連して何か府の方でご意見がございましたらどうぞ。

○吉田環境管理室長 後段でおっしゃいましたご意見については、ご意見として承らさせていただきますと思います。

ご質問の方でございますが、前段のご質問で、スケジュールのことについて少しおっしゃったように思いますが、環境審議会の方に諮問させていただきます時期につきましては、私どもとしてはできるだけ早く諮問をさせていただくように努力したいと考えておりますが、では、いつかということにつきましては、実はこれから調査をいたしますので、調査いたしました内容で、若干前後するかと存じておりますので、ご了解を願いたいと思えます。

それから、以降の審議会の流れにつきましては、ここに提示させていただいております。

すように、府民の意見等も聴取しながらということで書いてございますが、このやり方等につきましては、また審議会でご審議をいただいて、例えば国の環境基本計画のようなやり方というのもあるかと存じますので、そういうことも含めましてご審議をいただければというように存じております。時期等また詰まってまいりましたら、早速にでも審議会の方にご相談をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○矢吹会長 どうもありがとうございました。

環境基本条例のときには白紙諮問だったものですから、皆さん大変ご苦勞をいただいたわけでございますが、今度は白紙諮問ではなくて、何か原案を示していただいた方がいいんじゃないかと考えておりますが。

○山口委員 プロセスの確認なんです、先ほど山本委員もおっしゃってましたが、府民の意見を聴くということですが、審議会の諮問の以前のところで、学識経験者の中で、一生活者の人たちが自分の環境というものをよく把握していらっしゃると思いますので、府民の人たちが入れる立場がこういったプロセスのところで入るのかどうかということと、それから情報公開ということですので、環境問題は特に自分の実生活にかかわるところで、非常に関心があるところですので、どんな時点で府民に知れる状況になるのかということをちょっと質問させていただきたいと思います。

○吉田環境管理室長 ご質問の趣旨をちょっと取り違えたかもしれませんが、諮問をいたします前段の時点で府民のご意見というふうなことであったかと思いますが、諮問につきましては、基本的な事項を諮問させていただくわけございまして、それにつきましては、後のいろいろな角度からの検討というのはこの審議会をお願いをして、いろいろご審議をいただくわけですから、事務局の方から、いわゆる知事が審議会に諮問するという段階においては、さほど大きな漏れというのはなかろうかと存じております。

それから、次の情報公開の関係でございますが、この審議会は当然公開でございますので、関係の資料等についても、公開の下でいろいろとご審議をいただくということになるかと存じます。

それから、先ほど府民等の意見聴取というふうなお話もございましたが、当然、そういうことをお聴きするという前段階では、府民の方々に審議の内容と申しますか、概要になります、そういうものについてお知らせをするという過程は出てくるというふうな存じておりますが。

そういうことでよろしいでしょうか。

○矢吹会長 ほかにございませんでしょうか。

○難波委員 難波でございます。

調査の概要を見させていただきますと、環境総合計画の策定に向けて、国や他の地方公共団体の環境計画について調査するというところでございますけれども、よその計画を調査するというのではなくて、府自身がどのように考えるのかという問題とか、あるいは、府には多くの資料等がありますので、環境問題についてどのように考えて、どういう計画を持っているのか、さらに、府の中の事業者が環境を守るために一生懸命になってくれませんか困りますので、事業者はどういう覚悟を持っているのか、また、府民の方もどういう意識を持っているのか、よそのこともさることながら、大阪府内の市町村、事業者、府民が環境問題についてどのような態度を持っているのか、これを調査する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○矢吹会長 それは当然じゃないかと思いますが、ただ、今まで出ているのではどうだろうか。僕も2つ3つ関係しておりますが、みな一応今できているのはどんなものだろうか。ただし、その行政体というか、独自のものを皆さんおやりになるので、そんな危惧は要らないように私は思いますが。先ほどから住民のご意見も聴けとか、いろいろ出ておりますが、今のものはどうだろうかというところの表現ではないかというようにご理解いただきたいと思えます。

○難波委員 なぜこういうことを聞いたかといいますと、地球的規模の環境問題まで非常に事が大きくなっております。身近なすぐ目の前にある公害というのはわかりやすいのですが、こういう地球的規模の環境問題となりますと、少し自分の方から離れてまいりますので、あまり関係ないということになっているのかもしれませんが、しかし、そういうことでは21世紀にかけて環境問題は残りますので、やはり啓蒙運動その他を将来やっていく、環境教育をやっていく上にも、あるいはこういう計画をつくっていく上にも、そういう資料があると我々も審議する上では便利なのではないか。

というのは、このスケジュールを見させていただきますと、事例調査が行われて、事例調査の後、諮問があって、そして答申があった後、関係機関とか府民等の意見聴取が行われるわけですが、それが先じゃなくて、こちらの答申が出た後、意見を求めるというスケジュールに、1ページの計画策定のスケジュールを見るとそういう感じがいたしますので、それで質問したわけでございます。

○矢吹会長 それでは、事務局の方で。

○吉田環境管理室長 まず諮問いたします前の基礎的な調査といたしまして、お手元の資料のような策定調査というものをさせていただきます。先ほどご説明申し上げましたように、国とか府県ということでございますが、もちろん大阪府についても平成3年9月のいわゆる「NEW STBP 21」以降、府民のアンケート調査等いろいろやっておりますので、そういったことにつきまして府民の方々のご意見と申しますかそういったものを、また、環境に関するいろいろな計画——先ほど自動車NOxの点もございましたけれども、そのほかもろもろの計画は、それ以降もいろいろな形で、例えばフロン対策でございますとか、温暖化対策でございますとか、いろいろな形のものを入れてございます。そういうものを含めて整理をして、どういうことのご審議をいただきたいということの諮問のポイントを絞るといことは事務レベルでさせていただきたいと、かように存じております。よろしく願い申し上げます。

○難波委員 よくわかりました。

○吉田環境管理室長 申し訳ございません。補足でございますが、府民の意見聴取の関係でございますけれども、先ほどもちょっとご説明申し上げましたように、審議会の方で今後審議される中で、府民の意見をどのような形で聴くかということを決めていただければ、その形のもとで準備をしていきたいと思っております。先ほどご説明しました中で、国の環境基本計画というものが1つの事例としてございますということをおし上げたつもりでございます。

○田中委員 特に要望として…。大阪府の漁連の田中でございます。

海をきれいにしようじゃないか、なぎさをきれいにしようじゃないかということに取り組んでおります。そして、漁連におきましても対策委員会を設置しております。いろいろなごみがございますが、ごみが入った網については、特にナイロンなんかは非常に困った問題でございます。ナイロンは、沈澱してしまうと、海底に入っても腐敗しません。ほかのいろんなごみについてはだんだんなくなっていますが、そういう問題で、きょうのNHKでも、ナイロンについては、包んだやつを持ってきたらその処理をするということです。とにかく自分で出したものについては自分で回収するということになっておりますので、その点を十分に……。漁連としても数十千万の金を使って、取ってきたやつを各地方自治体をお願いしておりますが、焼くことについても、ナイロン系統については炉が傷むということで非常に困っております。そういうことでございます。各



単協におきまして、何百万というお金をかけて、埋め立てとかそういうことにしております。そういうことも考えて、とにかく我々が作ったかごの中に入れてもらう。釣りなんかに来て海岸でやったり、行楽でやった場合については、それは持って帰るということで、府民に啓発が必要だと思えます。毎日、いろんなごみが山積されておりますので、環境の点として、府民の啓発もひとつ、自分のごみは自分で持ち帰るという気持ちで先導してもらいたいと思えます。

以上、要望です。

○矢吹会長 ありがとうございます。

仰せのとおりでございます、僕もこの間淡路島の湾の調査に行きましたが、沿岸のごみの多いこと。缶からなにから本当にびっくりいたしました。ですから、これは誰の責任というより、住民の環境意識といえますか、環境教育からこういうのは始めていかないといかんのじゃないか。あの汚れを見まして本当にびっくりいたしました。どうも貴重なご意見をありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

それでは、本日の予定はここまでになっておりますが、ほかに関連したご質問でもございましたら承りたいと思えますが。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは最後に、事務局から何かございませんでしょうか。

○横田環境政策課長 1点だけございます。今後の審議会の現時点での開催予定を考慮しておきたいのですが、実は公共用水域及び地下水の水質測定に関する計画、これを毎年度つくるわけでございますが、策定するに当たっては、水質汚濁防止法に基づき環境審議会に諮問する、ということにされております。現在、測定計画案を作成中でございますけれども、できましたら来年の2月頃に審議会を開催して諮問いたしたいというふうを考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○矢吹会長 今のところ2月頃ということで、まだ確定しておりませんが、そのつもりでおっていただきたいと思えます。

それでは、これをもちまして第2回大阪府環境審議会を終了させていただきます。誠に協力をありがとうございました。

(午後3時35分閉会)